

議案第 8 号

野田市一般職の職員の給与に関する条例及び野田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

野田市一般職の職員の給与に関する条例及び野田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月26日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市一般職の職員の給与に関する条例及び野田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(野田市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 野田市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年野田市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第11条第2項第2号の表中

「

13,000円
15,800円
18,700円
21,600円
24,400円
26,200円
28,000円
29,800円
31,600円

を

」

「

13,500円
16,600円
19,700円
22,800円
25,900円
29,100円
32,300円
35,500円
38,700円

に改める。

」

第2条 野田市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第11条第2項第1号中「「運賃等相当額」という。）」を「運賃等相当額」という。）」に改め、同号ただし書を削る。

第11条第2項第2号の表中

「

2,500円
5,100円
7,800円

を

」

「

2,000円
4,200円
7,300円

に、

」

「

60km以上

を

」

「 60 km以上65 km未満

に改め、同表に次のように加える。

る。

65 km以上70 km未満	42,200円
70 km以上75 km未満	45,700円
75 km以上80 km未満	49,200円
80 km以上85 km未満	52,700円
85 km以上90 km未満	56,200円
90 km以上95 km未満	59,600円
95 km以上100 km未満	63,000円
100 km以上	66,400円

第11条第2項第3号中「(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)」を削る。

第11条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第7項とし、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項中「月」の次に「(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあつては、その翌月)」を加え、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第7項において「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で

定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

- 4 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び前項第1号に定める額の合計額が71,400円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、71,400円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

(野田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 野田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年野田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第25条中「第6項」を「第8項」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第3条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の野田市一般職の職員の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の野田市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

提案理由

令和7年度の人事院勧告を受けて国家公務員の通勤手当が改定されたことを考慮し、一般職の職員の通勤手当を改定するとともに、一般職の職員との均衡を考慮し、会計年度任用職員の通勤手当を改定しようとするものである。

参考資料

野田市一般職の職員の給与に関する条例及び野田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市一般職の職員の給与に関する条例 (昭和26年野田市条例第32号) (第1条関係)

改 正 案		現 行																																													
(通勤手当) 第11条 (略) 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) (略) (2) 前項第2号に掲げる職員 当該職員の自動車等の使用距離に基づいて、支給単位期間につき、次の表に定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)とする。		(通勤手当) 第11条 (略) 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) (略) (2) 前項第2号に掲げる職員 当該職員の自動車等の使用距離に基づいて、支給単位期間につき、次の表に定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)とする。																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>片道の使用距離</th> <th>使用費用相当額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>20km 以上 25km 未満</td> <td style="text-align: right;">13,500 円</td> </tr> <tr> <td>25km 以上 30km 未満</td> <td style="text-align: right;">16,600 円</td> </tr> <tr> <td>30km 以上 35km 未満</td> <td style="text-align: right;">19,700 円</td> </tr> <tr> <td>35km 以上 40km 未満</td> <td style="text-align: right;">22,800 円</td> </tr> <tr> <td>40km 以上 45km 未満</td> <td style="text-align: right;">25,900 円</td> </tr> <tr> <td>45km 以上 50km 未満</td> <td style="text-align: right;">29,100 円</td> </tr> <tr> <td>50km 以上 55km 未満</td> <td style="text-align: right;">32,300 円</td> </tr> <tr> <td>55km 以上 60km 未満</td> <td style="text-align: right;">35,500 円</td> </tr> <tr> <td>60km 以上</td> <td style="text-align: right;">38,700 円</td> </tr> </tbody> </table>		片道の使用距離	使用費用相当額	(略)		20km 以上 25km 未満	13,500 円	25km 以上 30km 未満	16,600 円	30km 以上 35km 未満	19,700 円	35km 以上 40km 未満	22,800 円	40km 以上 45km 未満	25,900 円	45km 以上 50km 未満	29,100 円	50km 以上 55km 未満	32,300 円	55km 以上 60km 未満	35,500 円	60km 以上	38,700 円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>片道の使用距離</th> <th>使用費用相当額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>20km 以上 25km 未満</td> <td style="text-align: right;">13,000 円</td> </tr> <tr> <td>25km 以上 30km 未満</td> <td style="text-align: right;">15,800 円</td> </tr> <tr> <td>30km 以上 35km 未満</td> <td style="text-align: right;">18,700 円</td> </tr> <tr> <td>35km 以上 40km 未満</td> <td style="text-align: right;">21,600 円</td> </tr> <tr> <td>40km 以上 45km 未満</td> <td style="text-align: right;">24,400 円</td> </tr> <tr> <td>45km 以上 50km 未満</td> <td style="text-align: right;">26,200 円</td> </tr> <tr> <td>50km 以上 55km 未満</td> <td style="text-align: right;">28,000 円</td> </tr> <tr> <td>55km 以上 60km 未満</td> <td style="text-align: right;">29,800 円</td> </tr> <tr> <td>60km 以上</td> <td style="text-align: right;">31,600 円</td> </tr> </tbody> </table>		片道の使用距離	使用費用相当額	(略)		20km 以上 25km 未満	13,000 円	25km 以上 30km 未満	15,800 円	30km 以上 35km 未満	18,700 円	35km 以上 40km 未満	21,600 円	40km 以上 45km 未満	24,400 円	45km 以上 50km 未満	26,200 円	50km 以上 55km 未満	28,000 円	55km 以上 60km 未満	29,800 円	60km 以上	31,600 円
片道の使用距離	使用費用相当額																																														
(略)																																															
20km 以上 25km 未満	13,500 円																																														
25km 以上 30km 未満	16,600 円																																														
30km 以上 35km 未満	19,700 円																																														
35km 以上 40km 未満	22,800 円																																														
40km 以上 45km 未満	25,900 円																																														
45km 以上 50km 未満	29,100 円																																														
50km 以上 55km 未満	32,300 円																																														
55km 以上 60km 未満	35,500 円																																														
60km 以上	38,700 円																																														
片道の使用距離	使用費用相当額																																														
(略)																																															
20km 以上 25km 未満	13,000 円																																														
25km 以上 30km 未満	15,800 円																																														
30km 以上 35km 未満	18,700 円																																														
35km 以上 40km 未満	21,600 円																																														
40km 以上 45km 未満	24,400 円																																														
45km 以上 50km 未満	26,200 円																																														
50km 以上 55km 未満	28,000 円																																														
55km 以上 60km 未満	29,800 円																																														
60km 以上	31,600 円																																														
(3) (略)		(3) (略)																																													

○ 野田市一般職の職員の給与に関する条例 (第2条関係)

改 正 案	現 行
(通勤手当) 第11条 (略) 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「 <u>運賃等相当額</u> 」という。)	(通勤手当) 第11条 (略) 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「 <u>運賃等相当額</u> 」という。) <u>ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)</u> が55,000円を超えると

(2) 前項第 2 号に掲げる職員 当該職員の自動車等の使用距離に基づいて、支給単位期間につき、次の表に定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)とする。

片道の使用距離	使用費用相当額
5km 未満	2,000 円
5km 以上 10km 未満	4,200 円
10km 以上 15km 未満	7,300 円
(略)	
60km 以上 65km 未満	38,700 円
65km 以上 70km 未満	42,200 円
70km 以上 75km 未満	45,700 円
75km 以上 80km 未満	49,200 円
80km 以上 85km 未満	52,700 円
85km 以上 90km 未満	56,200 円
90km 以上 95km 未満	59,600 円
95km 以上 100km 未満	63,000 円
100km 以上	66,400 円

(3) 前項第 3 号に掲げる職員 通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前 2 号に定める額、第 1 号に定める額又は前号に定める額

3 第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第 1 号及び第 7 項において「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負

きは、支給単位期間につき、55,000 円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が 2 以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1 箇月当たりの運賃等相当額の合計額が 55,000 円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前項第 2 号に掲げる職員 当該職員の自動車等の使用距離に基づいて、支給単位期間につき、次の表に定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)とする。

片道の使用距離	使用費用相当額
5km 未満	2,500 円
5km 以上 10km 未満	5,100 円
10km 以上 15km 未満	7,800 円
(略)	
60km 以上	38,700 円

(3) 前項第 3 号に掲げる職員 通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前 2 号に定める額(1 箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が 55,000 円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第 1 号に定める額又は前号に定める額

担することを常例とするもの(規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000 円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額及び前項第1号に定める額の合計額が71,400円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、71,400円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

5 通勤手当は、支給単位期間(規則で定める通勤手当にあっては、規則で定める期間)に係る最初の月(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあっては、その翌月)の規則で定める日に支給する。

6 (略)

7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として規則で定める期間(自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあっては、1箇月)をいう。

8 (略)

3 通勤手当は、支給単位期間(規則で定める通勤手当にあっては、規則で定める期間)に係る最初の月の規則で定める日に支給する。

4 (略)

5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として規則で定める期間(自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月)をいう。

6 (略)

○ 野田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年野田市条例第22号)(第3条関係)

改正案	現行
(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償) 第25条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第11条第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、給与条例第11条第2項から第8項までの規定の例により通勤に係る費用弁償を支給する。ただし、1月当たりの勤務日数が規則で定める	(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償) 第25条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第11条第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、給与条例第11条第2項から第6項までの規定の例により通勤に係る費用弁償を支給する。ただし、1月当たりの勤務日数が規則で定める

日数に満たないパートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償については、別に定める。

日数に満たないパートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償については、別に定める。